

## 中世都市の共同墓地と親族構造試論

——静岡県磐田市一の谷遺跡の発掘を素材として——

義江 彰夫

はしがき

一九八四年宅地造成計画に伴い発見、現在発掘進行中の静岡県磐田市見付一の谷遺跡は、つとに中世最大の地方墳墓群であることが指摘されてきた。が文献史学側の裏付探究がすすむに伴い、最近は同墓地が平安中期以来の遠江国府の地であり、鎌倉時代には守護所ともなった遠府見付という地方政治都市の外接付属墓地であり、室町・戦国時代にはその見付を自治宿町に成長させた町人たちの共同墓地となったことなどが次第に明らかになってきている。<sup>(1)</sup> 私も先般このような関心から見付と一の谷墓地の歴史を通観する一文を草した。<sup>(2)</sup> そこで小稿では、この知見を踏まえながら、見付付属共同墓地の空間的・構成的特徴を再現し、その埋葬形式から被葬者即ち見付住人たちの親族構造がいかに読み取りうるかについて、いささか試論を提出し、今後の同遺跡の発掘・探究と、中世地方都市住民の墓制・親族構造の解明のための布石としたい。

### 一 平安・鎌倉時代の一の谷墓地と親族結合

律令期八・九世紀に現J R磐田駅付近に置かれていたと推定される遠江国府は、九世紀末ごろ西方豊田郡に移転したのち、十世紀後半に現見付の地に二転したが、以後は現大見寺境内を国庁域として定着し（次頁地図参照。以下地名・寺社名等についての地図参照についてはいちいち断らない）、鎌倉時代には同国庁域内に守護所も置かれ、南北朝を堺に国府の機



能が消滅すると、同所と見付はもっぱら守護所として発展することとなる。

見付に国府が成立する平安中期の十世紀後半から鎌倉・南北朝時代の十四世紀までの時代は、後述のように一の谷墓地の歴史の上でもひと纏りの時代である。まずこの間いつから同墓地が設定されたか。現存する墓地中最古の段階の形式を示す墳丘墓及び付属土壙墓の確認できる初発時期は、十三世紀第三四半紀であるが、これらの墳丘墓のいくつかは先行する十二世紀段階の墳丘墓を崩して改築したことが推定され、さらに同墓域からは十世紀末作製の灰釉陶器数点が出土し、そのうち一点は土壙からの出土が確認されている。<sup>(3)</sup>したがって、ほぼ疑いなく見付国府成立直後の十世紀末には一の谷に墓地が設定され、以後平安後期から鎌倉時代まで継続的に墳丘墓・土壙墓等が築造されたのである。

次に同墓地の位置を都市見付との空間関係から把握し、そのような位置に設定されたことの意味について、若干言及しておこう。まず、一の谷墓地は現在見付市街西北方の一隅の小丘陵南端に位置するが、明治末年の同町字図でも町界に外接する位置にあったことが知られるので、当該時代に国庁（現大見寺）を中心とする見付国府の外側西北方の一隅に設定されたことは疑いない。今に残る地字や古地図上の寺名記載などを手懸りに復元すると、当時この墓地と国府は次のような形で空間的に繋がっていた。即ち当時の国府西端と考えられる蓮光寺辺から、死者葬送の道である化粧坂けしざかが北々西にのび、やがて西方向に折れ、三途の川と見立てられた水堀川を渡るところに墓地と来世を管理する護世寺（後世寺）が建ち、それをこえると無数の墳墓でおおわれた一の谷墓地の小丘陵に到達する。こう復元すると、当時同墓地は意図的に死者の住まう来世として、国府見付の外側に、両者を繋ぎ、切断する道や川や寺院を介して設置されたものであることが鮮かに浮かび上ってこよう。ほぼ同じころ十三世紀半ば（仁治三年）に豊後国で国司（守護）の手で府中内墓地設置禁令が出ていること（『鎌倉遺文』五九七九号）を想起すれば、このような外接待属墓地の設定は、当該期諸国国府の一般的動向でもあったと考えうる。では、このような位置に同墓地をつくることはどのような理由によるのか。そこで注目したいのは、これが近世以降畿内を中心とする各地農・漁・山村にしばしば登場する両墓制と、外域への墓所設置、墓所へ至る死出の道（化粧坂）と三途の川の存在、各墓基が埋め墓的性格を強くもち墓参の形跡のないことなどの点で共通する性格をもっていることである。もっ

とも両墓制では埋め墓に対する靈魂供養の場としての参り墓が墓石を伴って集落内部に設定されている。しかし、見付のばあいも、平安末期十二世紀後半に前国守平重盛の手で建立された国府鎮護寺院蓮光寺が、一の谷墓地を望む国府西端にあり、南北朝期につくられた同寺鐘銘に国司や在庁らの二世即ち現世と来世（死後）の祈願が記され、彼らの靈魂を祀る位牌が元來同寺にあったことなどを勘案すれば、蓮光寺が一の谷墓地に葬られた在庁たち（後述）の靈魂供養所となっていたことは疑いなく、以後中世の間に次々と成立する宣光寺・西光寺・省光寺以下の見付内諸寺院も順次その性格を帯びていったといつてよからう。但このばあい、蓮光寺以下諸寺に近世参り墓の如き墓石が建っていた可能性は、現存諸寺境内に中世以前に遡る墓石類があまり確認できないことから、充分高くはないだろう。その意味で同墓地は厳密な意味での両墓制ではないと思われるが、右述諸寺が靈魂供養所である以上、位碑とともに木造卒塔婆等が存在した可能性は充分あり、そうであるとすれば、この種の墓制も広義の両墓制、あるいは近世両墓制に先行する先駆形態と見るべきであろう。

いづれにせよ、以上を前提とすると、このような墓地形式の登場を支えたものは、近世両墓制を規定するものと同じく、靈魂を清浄なものとして遺体から分離し身近かに招き寄せて祀るとともに、死体を穢れに満ちたものとして生活空間から排除しようとする觀念と価値観であったことは疑う余地がない。そしてこれをふまえて再度一の谷墓地と蓮光寺の空間關係に注目すると、蓮光寺の西方には当該時代から中世末まで護摩堂と称する堂宇が建ち、穢れに満ちた死者の発する穢悪の氣が見付に侵入するのを排除する機能をもっていたことさえ推定できるのである。京都では、すでに平安中期から洛中に墓所を設けることが禁じられ、洛東・洛西に鳥部山・化野あだしという二大外接墓地がつくられてくるが、これはいうまでもなく、平安時代を通じて死体と靈魂を別個のものとし、死体・血・不具などを穢れとして全面的に生活空間から排除しようとする觀念が肥大化しつつ発達したことに対応するものであり、それはそのような形で日本の古代国家と都市世界が文明化することを象徴するできごとでもあった。だがそうだとすれば、見付でのかかる墓制の登場は、都にやや遅れて平安中期以降鎌倉時代にかけて、かかる觀念と文明化が地方政治都市に拡がってきたことを示し、又それは日本の中世社会の成長と文明化が、帝都の文化的達成に依存し、喰い入る形で地方都市を足がかりとして展開したことを象徴するものでもあろう。

同墓地の墓制上の基本性格が明らかになったところで、次に墓基形式を手がかりとして被葬者の親族構造把握のための検討を行おう。平安中期以降鎌倉・南北朝期の十三世紀末十四世紀にかけて、一の谷墓地には、多数の墳丘墓とそれに付属する土壙墓や集石帯墓がつくられた。墳丘墓の現存数は約百八十余基、土壙墓は約数百基、集石帯墓は約十基であるが、新墓基築造に伴って破壊されたものを考慮すると、当該期築造総数は各々右をかなり上まわる数になろう。

まず墳丘墓は、丘陵の地面を方形に掘り込んで周濠をつくり、かこまれた主体部中央に埋葬部を掘り下げて遺体或いは骨蔵器に入れた遺骨を若干の副葬品とともに埋葬し、その上に多量の盛土を加えて土饅頭型円墳丘を築くという手順で築かれる。大きさは外周数米から数十米に及ぶものまで多様であるが、現存墳丘墓の約半には主体部内左右又は主体部外接左右に一ないし三の埋葬部や作付け墳丘が加えられ、周濠もそれに伴って改造されている。又墳丘墓の丘陵上分布形態は、いくつかの集団にわかれ、各々の各墳丘は規格的な方位のもとに計画的に築造されていたと考えられるものが圧倒的に多い。

次に土壙墓は、圧倒的部分が右の墳丘墓の周濠部分に、墳丘墓埋葬後遠からぬ時期につくられ、土葬又は火葬で埋葬されている。現存する墳丘墓は、殆んどが土壙墓を伴っており、墳丘墓の全時代を通してつくられたといえるが、一墳丘につきその数は三、四基程度が多い。さらに集石帯とは、最近調査が遺跡北半部に及ぶに従って約四十程見出されるに至ったものであるが、墳丘墓埋葬しばらく後周濠を河原石で帯状に覆ったものである。集石帯墓とはこの集石帯の一角に一体分程度の遺骨を埋葬したものであり、各遺骨埋葬部は一集石帯内で特に区画されず、時に併造された土壙墓と空間を共有する形になっている。この集石帯墓が確認されるのは現在のところ十三世紀後半以降の墳丘墓十一例であり、圧倒的部分については土壙墓を共有しない。ここから、集石帯墓は十三世紀後半以降の墳丘墓の最終段階で、特定の墳丘墓で土壙墓にかわるものとして出現したものではないかと考えられる<sup>5)</sup>。

では、墓基形式から、被葬者の身分や親族構造などについて何を読みとりうるか。まず墳丘墓被葬者の身分からみると、形式や副葬品等から直接立証はできない。しかし、前述の国府見付との空間関係からいって、被葬者は国府住人以外には考えられず、かつ墳丘墓という規模や質から考えて、雑役奉仕を仕事とした庶人(手工業者・商人等)の筈はなく、かつ四年

で無関係になる国守・目代や国内他郡に本貫と墓地をもつ上層在庁官人（いわゆる官人身分、当国でいえば横地・勝間田氏など）を想定することもできない。従って、これ以外の相応の身分のある国府常任人と考えうるのは、第一に下層在庁官人（いわゆる在庁身分、即ち各種役所Ⅱ「所」の長官となる判官代・大判官代や書生など）であり、当国では平安末期を中心に、大判官代林・判官代松前・田所散位源・大判官代他田助<sup>6</sup>などの実例を文書や仏像銘から見出せる。そして、当国では鎌倉時代には一貫して守護又はその一族が国司を兼ね、北条氏大仏流が守護職を世襲したので、鎌倉後期にはその被官で見付常任となったものはこの被葬者に加えられたであろう。

次にこの被葬者たちの親族関係について考えると、現存墳丘墓の約半が、主体部内左右又は外接左右にないし三の埋葬部又は作付け墳丘を、主体部埋葬後遠からぬ時期に追造している。このことは、主体部被葬者と追葬者が同一身分・親族内にあり、極めて近い親族関係にあったことを示している。しかも、この追葬数が三をこえず、多くが一・二であり、かつ長い時を離れてたものがないことは、多数の傍系親族や直系卑族Ⅱ地位継承者を含まないことを暗示している。したがって、この追葬者の第一に挙げうるのは妻妾であり、他は女子・夭逝者などとするのが妥当であろう。以上から、墳丘墓被葬者下層在庁官人・守護地付被官などの階層には、当該時代に、婚姻を紐帯とする家族を死後の世界をも共有する独立の社会単位としようとする動きが成立していたことを読み取ることができるのである。しかし、反面この種の追葬を伴う墳丘墓は前述のように全体の約半にすぎず、かつこれを含めて殆んどどの墳丘墓は、いくつかのグループを構成し、その中で規格的に築造されている。したがって過半の被葬者はまだ右のような濃密な家族Ⅱ家を構成せず、それ以前からの族縁のないし地縁的な関係に大きく支えられていたと推論できよう。この時代は地方都市領主層の家形成の過程であったのである。

次に土壙墓や集石帯墓についてみると、これらはいずれも墳丘墓の周濠に追葬されていることからみて、墳丘墓被葬者Ⅱ見付国府在庁・守護被官の従者（従者化した傍系親族を含む）的身分のものと考えられる。但、土壙墓は当該全時代を通して存在するのに、集石帯墓は最後の十三世紀後半以後の十一基の墳丘墓に限られ、かつ集石帯というベルトを通して土壙墓などと水平に結びついており、その上にすぐ後の時代に後世見付町人の墓として発展する縁石型集石墓が出現している

ことを勘案すると、土壙墓はおそらく一般在庁・守護被官らの従者のものであり、集石帯をもつ墳丘被葬者は特殊な手工業・商業を統轄する性格のつよい新しい型の在庁、従って集石帯墓はそれに率られた、後世見付町人の主要部分に成長したような手工業者・商人のそれである可能性が大きい。

土壙墓・集石帯墓の被葬者たちでは、右の差異にも拘らず、共通して墳丘墓のように特定近親者が限られた空間に追葬される例がなく、土壙墓はどれも単葬であり、集石帯墓の被葬者も単葬である。従って彼らはおよそその主人たちのように濃密な家族結合を形成するには至っておらず、かれらが本来属した族縁・地縁関係から切はなされて主人のもとに個別に結びつけられ、編成されていたのではないかと考えられる。いずれにしてもこれら後者⇨庶人は族縁・地縁結合をこえた家族結合を死後を共有する強さで形成するには至っていなかったのである。

## 二 室町・戦国時代の一の谷墓地と親族結合

南北朝から室町を経て戦国時代に至る時代は、見付が国府・守護所から町人自治宿町に変貌し発展してゆくプロセスである。まず国司・守護側の動向からみると、鎌倉幕府滅亡とともに国守と守護は別人の担うところとなり、各々南北朝の間に激しい交替と確執をくりかえすが、室町時代に入ると国司は事実上消滅してその機能は守護に吸収される。同国守護職は南北朝末期には今川氏の領するところとなっていたが、室町初期に管領尾張守護斯波氏に奪われて以来、自ら見付に居住せず又代官狩野氏が国人助力の下に入部する形しかとれなかったため、その支配力は低下の一途を辿った。しかし、このような都市領主支配の弱体化は、従来その手足として雑役奉仕の者でしかなかった見付常住の手工業者・商人・運輸業者など町人に、経済的・社会的・政治的成長の条件を与えた。この結果彼らはこの間に全国的に生じる地域間交易の発達の波に乗り、遠州灘の避難港かつ東海道の宿駅という好条件を生かしつつ、年貢割付・治安・防災から祭礼までを同町鎮守惣社を核とする上層町人の共同体的惣・寄合によって自治的に運営する慣行をつくり上げるようになった。この動きにたいし室町末・戦

国初の十五世紀末十六世紀初頭以来守護職を奪還した今川氏は一族の堀越氏を守護代として見付に派遣して見付支配の再建をはかり、町人と激しい確執を繰返す。しかし、一五四一年町人は長い訴訟のすえついに年貢五割増とひきかえに堀越氏（代官）の見付支配停止と百姓職の名での町人自治を獲得し、以後今川末年から徳川浜松・駿府時代を通して、一定の後退をふくみながらも右の自治を保持してゆく。

ではこのような見付の担手の変動の中で、見付の墓制はどのように変ってきただろうか。まず、一の谷墓地の墳丘墓と土壇墓は十三世紀末十四世紀初を境に多くは姿を消すようである。又集石帯もそれ自体としては十五世紀には消滅してゆくようであるが、それと前後しこの間に縁石をもって一尺ないし数尺四方の区画をかぎり、その内部に河原石を敷きつめて中央に焼骨を埋める集石墓の群に変貌を遂げた可能性が高く、これは丘陵頂上平坦部とテラス化されたいくつもの斜面にそれぞれグループをつくりながら、その内部では各集石墓が縁石を共有する形で前後左右限りなく連接し、次第にその数を増しながら、最後の十六世紀末・十七世紀初頭の時代には、累積残存総数千六百余基を数えるに至った。従って見付が町人自治を実現する十五世紀末から十六世紀初には一の谷墓地は全体がほぼこの集石墓で覆われるに至ったといつてよいのである。

これに対し、見付市街を挟んで同墓地と百八十度反対、見付東南方上野山腹から麓には、東海地方で十五世紀後半・六世紀に広くつくられた一石五輪塔形式の墓群が数グループ、一九五〇年代まで姿をとどめていた。従って、当該時代も十五世紀後半以降になると見付には一の谷墓地と対称の位置に新たな墓域が生まれ、戦国時代を通して存続したと考えられるのである。

以上二つの墓地の被葬者は、それぞれこの時代の見付のどのような身分の人たちであったのか。まず上野山腹麓墓域から結論を先に示すと、当該時代守護代として入部した狩野・堀越氏ら見付領主主従の墓地であったと考えられる。古老の記憶によると右の墓群はいずれも巨大な一石五輪塔とそれをとりまく数々十数の一石五輪塔等からなるが、そのうちの一群は幕末見付絵図に今川墓所と記された位置に一致し、同群の巨大一石五輪墓は現在近くの福王寺に移転保管されているだけでなく、右の一群は一五三七年と一五六三月の二度にわたり今川本宗の手で見付で討殺された見付代官堀越貞基・同氏延主従い

ずれかと判断されるからである。同一帯には数グループの墓群があったというから、他の墓群の中にはおそらく堀越氏に先立って見付に定住支配した狩野氏らも含まれる可能性があらう。当該時代見付に入部して支配した領主は、一の谷には加らず、このような地に新たな墓域を設定したのである。

但この領主墓にかんしては、各墓基の形式関係から身分・親族関係を立入って吟味することはできない。討殺された堀越氏に従者や妻子親族がどのように加わっていたかを文献から確認するのも無理であるが、古老の記憶では巨大一石五輪と他の一石五輪の形式差や位置関係まで確認できず、主従・妻子関係を一応推測しうるものの、それ以上確定することは無理だからである。しかし、見付町域の外側に墓域を設定したことは、前代在庁らの他界観や靈魂分離・穢忌避観念が継承されたことを示すといつてよく、又墓群がいくつにも別かれていることは、領主の家が死後の世界を累代共有するほど安定したものに足りきつていなかったことを暗示しているかもしれない。

では一の谷墓地はどうか。まず前述のように十三世紀末十四世紀初をもつて殆んど墳丘墓・土壙墓が消滅するが、最近の発掘成果では伴出土器の様式から若干については十四世紀末ごろまでは築造された可能性が指摘されている。これらが本来下層在庁官人主従のものであり、南北朝までは国司・在庁らの縮少した形での当国存在が確認できる点からすれば、この程度の存続はあったと見て妥当であらう。

しかしこれは若干数のせいぜい十五世紀初迄の残存にすぎず、むしろ当該時代一の谷墓地の主役となるのは集石墓である。集石墓は前述のように、おそらく十三世紀後半築造された特定の墳丘墓の追葬集石帯墓を母体として、十三世紀末、十四世紀初頭から出現して、次第に墓地丘陵全体を覆うようになる。が、母体と想定される集石帯墓被葬者が商人・手工業者等初期的町人と考えられ、十五・六世紀集石墓が丘陵を覆う時代の町の担手が自治を築いた上層町人であることを考えると、在庁・守護代らが別個の墓基や墓域をもっていることからいっても、鎌倉末期の先駆形態を母体として成長・発展を遂げた商人・手工業者・運輸業者を中心とする町人こそがその被葬者であり、現存総数千六百余基を手懸りに推定される一時代の墓基築造数が数十程度にすぎないとすれば、自治町政を担った上層町人とみるのが至当であらう。もっとも町人の出自

は右に限られるわけではなく、在庁や地付守護被官自身で南北朝以降町人に変貌していった者もあり、とりわけ在庁一員として国府鎮守惣社を担っていた同社家は十六世紀以後町人自治―惣寄合の執事役を勤める家に転化していたことが確認できると。又他地域から流入して同町町人化したものもあろう。だが重要なことは、これらの出自の差異がこの墓基形態においてすべて解消され、規模にしか差を見出せぬ集石墓群に一体化されていることであろう。これはこの町人が出自の差を本質的に問題としない都市共同体を築いたことを暗示しているように思われる。又この上層町人の各墓基が縁石を共有しつつ、前後左右に連接して大きな墓群をいくつも形成していることは、この墓群の性格のいかんにかかわらず、全体として上層町人相互の結合関係が、死後においても連鎖的水平結合を維持しようとするほどに、強固な一揆的共同結合であったことを示唆しているといつてよいだろう。

さて一の谷墓地がこのようにして当該期を通して自治を築いて見付の担手となつていった町人上層者たちに継承され、独占されるようになっていったとすれば、前代に在庁や守護被官らがこの墓地設定を通して京を模倣する形で獲得していた他界観や靈魂分離・穢忌避観が、彼ら上層町人のものとして撰取され、彼らはそのような形の文明の段階に到達するに至つたと見ることも認めてよからう。

ではこの文明の段階に入った町人の親族構造は、一の谷墓地のあり方からどのような形に変わってきたといえるか。まず、各墓基の多数の連接によつて丘陵頂上や斜面各テラスに形成される墓群をいかなる人的紐帯の結果とみるかであるが、今断定的結論は出しえない。丘陵は全体としてこのような墓群五〜六グループから成っているが、可能性としてさしあたり考えうる規準は、親族・町内地域割（小町・所属宗派などであろう。これら三規準は重なり合っていることも予想されるが、発掘の進展でその点が見えてくる日を期待したい。但、一般的に考えると墓群において族縁結合の原理がまったく働かないとは考えにくいので、何らかの形で各墓群に族的関係が含まれていることは認めてよからう。

しかし、前代から画然と区別されるのは、この各集石墓が縁石を共有しながらも、一尺〜数尺四方の独自の墓基区をもっていることであり、又その全体の数パーセント程度については主体被葬者遺骨の他に同量一体分の遺骨あるいは少量の遺骨

を伴うことであろう。まず各墓基が縁石で独自の区画をつくっている事実であるが、その被葬者が上層町人であるとすれば、これは、これら町人の各経営体の自立が高まり、近世町人が一般に達成するような家的経営が形成してきたことが、その担手の墓基形式に表現されたことを示すものであろう。事実当該期の文書によれば奈良屋某・米屋某など屋号をもった家の経営体をこれら上層町人に広く見出す。次に主体被葬者（家主）墓基外縁に同量ないし内側に少量の追葬のある事實は、十七世紀前期一の谷墓地終焉とともに登場する見付町内諸寺院境内墓町人墓石がしばしば夫婦や夭逝者などを共葬している点からみて、その先駆形態を示すとみるのがもっとも自然であろう。但し、その数が現存総数の数パーセントにすぎないことは、近世前期寺院境内墓での合葬も半数に及ばないことからいっても、これら上層町人においても右の如き経営体を妻と子からなる、死後の世界をも共有しようとするほど強固な家族として樹立しようとする志向は、当該最終段階の戦国時代、彼らが町政を自律的に担う段階に至つて生まれたものであり、それとてまだ部分的な形成途上にすぎなかったとみるべきであろう。同墓基が一区画内に右のような追葬しかしていないことは、原則として父子代々の追葬が現れていないことを語っているが、近世境内墓においても家先祖累代墓がなかなか出現しないことからいっても、当該時代末期にあらわれた上層町人の家は、まだ父系先祖を祀つて世襲化された家の物質・精神的蓄積を問題とする段階に入っていないといつてよいであらう。その限りでこの被葬単位Ⅱ家は、縁石を共有する族縁的・地縁的結合関係に依然大きく依存していたと考えられるのである。いずれにせよ、町人は戦国時代に至つて、平安・鎌倉に在庁・守護被官らが達成した家を実現できる段階に入ったのである。

なお以上のようにみると、一の谷墓地に葬られなかった中下層町人の墓地と親族構造が問題になるが、現時点ではまったく具体化できない。一の谷墓地丘陵の下に家や個人の墓域も不明確なままに埋葬されたのではないかという予想を示すにどうめよう。

### 三 近世への展望

戦国時代に全盛期を迎えた一の谷墓地と集石墓は伴出土器・銭貨などからみて、十七世紀前期には消滅し、それとともに、すでに中世の間に町人の参り墓的機能をもって成立していたと考えられる町内諸寺院境内墓に、遺体・遺骨埋葬をともしなう墓石が登場する。私の予備的調査によれば、天正年間(省光寺)・元和年間(見性寺)・寛永年間(西光寺)などを古い例とし、以下十七世紀後半以降は無数に出現する。この事實はまず、見付という都市空間においては、この段階で両墓制的墓制が終り単墓制に移行したこと、従って靈魂分離・穢忌避を重視する文明の段階を乗り越えた合理精神の時代に入ったことを示す。次に、それに伴って縁石を共有する族縁的・地縁的規制の強い墓基形式から、独自の墓域と墓石をもって自立した墓基形式に変わったことは、前代に芽ばえた家の自立がより本格化したことを物語る。但し、それが夫婦一代墓をこえず、先祖累代型墓石の出現が遙かに下ることは、自立した町人の家が家業の累代世襲と祖霊祭祀という物的・精神的蓄積を必要とする性格のものに発展するのに、なお長い年月を要したことを示していよう。

#### 注

- (1) 『シンポジウム中世墳墓を考える』(『歴史手帳』十四―十一号)、『遠江見付の中世と一の谷墳墓群』一・二(語学会による一の谷中世墳墓群の保存要望書事務局)。『中世都市と墳墓』(日本エディタースクール出版部、一九八八年八月)。
- (2) 拙稿『国府から宿町へ——一の谷遺跡を手懸りに見る中世都市見付の構成と展開——』(東京大学教養学部人文科学科紀要『歴史と文化』十六)。以下本稿での考古学的・文献学的論述はその後得た知見など断らない限りこの別稿の論証にもとづいている。
- (3) この点本年五月見学時、発掘担当山村宏氏の御教示による。以下注(2)別稿発表後の発掘にかんする新知見は五月及び七月時の同氏の御教示による。厚く謝意を表する。なお各墓基の敷・存続期間なども、氏の御教示により(2)拙稿段階の解釈の誤りを訂正した。

- (4) 貞治三年四月八日府中蓮光寺鐘銘に「奉始国司前伊与守源朝臣真氏、至勸進之壇那吉政助盛、……二世大願就成円満」とある。吉政助盛は在庁と考えられる。又、現在西光寺には、明治時代に蓮光寺から移された一位牌があり、それには「平小松内大臣重盛公成蓮大壇那神祇」と記されている。保元年間遠江国守であった重盛とともに祀られている「大壇那神祇」とは、右鐘銘との関連から、在庁たちの靈魂をさすとみてよい。位牌自体は後世の作であるが、蓮光寺で彼らの靈魂供養が行われていたことを雄弁に物語る素材である。
- (5) 集石帯については本年五月・七月見学时に山村宏氏から御教示を得た。
- (6) 前三者は注②別稿一三〇頁参照。他田助□は見付宣光寺延命地藏菩薩胎内銘（永暦元年三月三日。静岡県の調査による。）。
- (7) 本年五月・七月見学时に山村宏氏から御教示を得た。

（東京大学・歴史学）